

公営企業会計の適用拡大について

2019年4月24日

総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

資産管理の必要性

水道施設台帳

- 改正水道法により、全ての水道事業者に整備が義務づけられた。

水道施設の計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳の作成及び保管をするとともに、水道施設台帳の記載事項に変更があったときは、これを訂正することが必要。

公共下水道台帳

- 下水道法により、公共下水道については公共下水道台帳の作成が義務付けられている。

下水道台帳は、公共用施設としての下水道の管理の適正化と下水道施設の適正な把握の基本となるとともに、下水道使用者の閲覧にも供されるものであるため、下水道施設全般の実態がわかるよう、法に基づき調製し、これを保管。

統一的な基準による地方公会計の固定資産台帳

- 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(H27.1.23総務大臣通知)により、H29年度までに財務書類を作成することを要請。

固定資産は1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要がある。

他の法律等においても、中長期的な視野に立った資産管理が求められる中、独立採算制を採用する公営企業においては、地方公営企業法を適用し、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定を行うことが、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

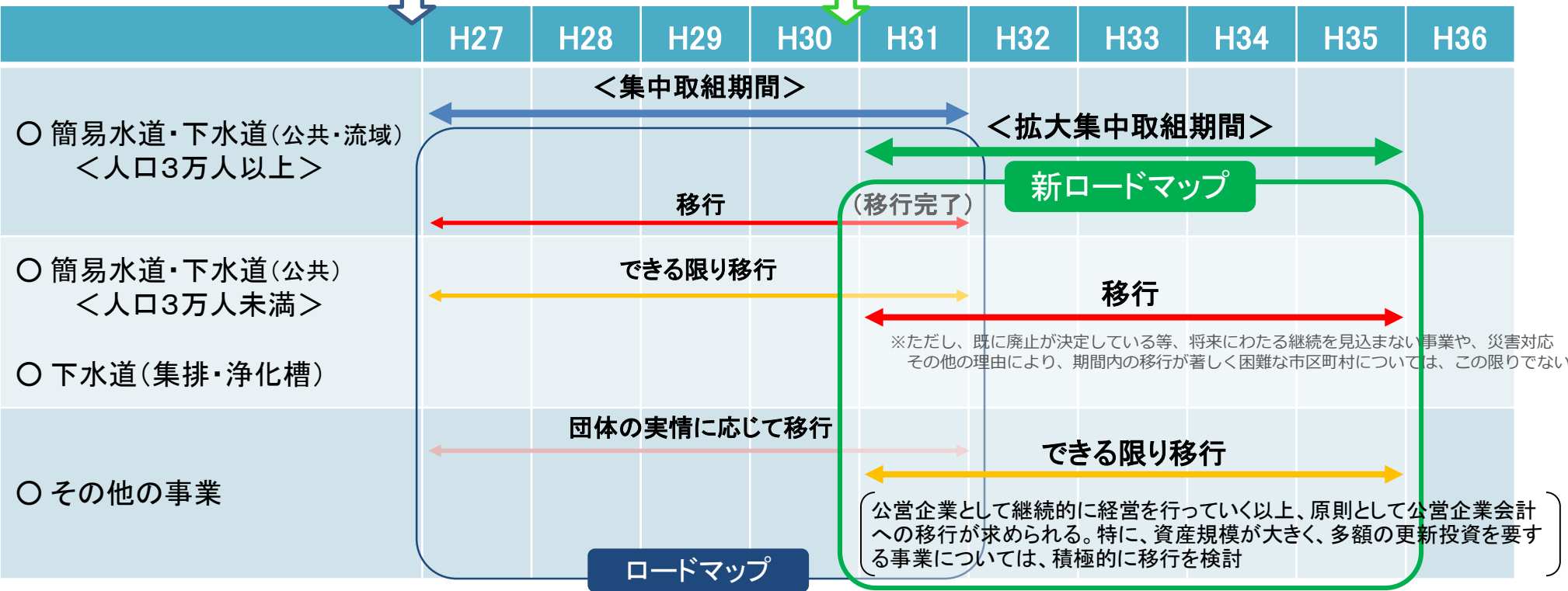
公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請



取組の推進に向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援(小規模団体に係るモデル事業を含む。)、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

公営企業会計適用の取組状況

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）においては99.4%、簡易水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。
- 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。））、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽）においては27.6%、簡易水道事業においては42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体

(単位:団体)

人口3万人未満の団体

(単位:団体)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3)
	団体数(構成比)	公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)	団体数(構成比)
① 適用済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)
② 適用に取組中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)
小計(①+②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)
③ 検討中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)
④ 検討未着手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3)
	団体数(構成比)	団体数(構成比)	団体数(構成比)
① 適用済	82 (10.0%)		194 (33.3%)
② 適用に取組中	143 (17.5%)		56 (9.6%)
小計(①+②)	225 (27.6%)		250 (42.9%)
③ 検討中	308 (37.7%)		135 (23.2%)
④ 検討未着手	283 (34.7%)		198 (34.0%)
合計	816 (100.0%)		583 (100.0%)

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

上記の取組状況調査結果については、総務省HPにおいて公表している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

公営企業会計適用の取組状況(重点事業以外)

出典 平成28年度地方公営企業年鑑(決算状況調査)

- 法適用事業の割合が最大で13.1%(観光施設事業)、全体平均で8.6%となっており、重点事業における取組状況と比べて取組の進捗が遅れている。
- 港湾整備事業、駐車場事業及びと畜場事業については、絶対数としての会計適用事業の実績が少なく(10事業未満)、会計適用の意義・効果等が浸透していない可能性がある。

事業名	事業 合計	法適用						非適用	
		事業数(構成比)		全部適用(構成比)		一部適用(構成比)		事業数(構成比)	
観光施設事業	290	38	(13.1%)	14	(36.8%)	24	(63.2%)	252	(86.9%)
宅地造成事業	427	44	(10.3%)	24	(54.5%)	20	(45.5%)	383	(89.7%)
市場事業	161	14	(8.7%)	1	(7.1%)	13	(92.9%)	147	(91.3%)
港湾整備事業	97	8	(8.2%)	0	(0.0%)	8	(100.0%)	89	(91.8%)
介護サービス事業	557	45	(8.1%)	12	(26.7%)	33	(73.3%)	512	(91.9%)
駐車場整備事業	220	6	(2.7%)	4	(66.7%)	2	(33.3%)	214	(97.3%)
と畜場事業	57	1	(1.8%)	0	(0.0%)	1	(100.0%)	56	(98.2%)
有料道路事業	1	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(100.0%)
合計	1,810	156	(8.6%)	55	(35.3%)	101	(64.7%)	1,654	(91.4%)

※建設中、想定企業会計分は「非適用事業数」に含めている。

※法適用事業の割合が高い事業順に列挙している。

※上記のほか、その他事業(廃棄物等処理施設、診療所等)として分類される法適用事業が48事業ある(非適用事業は、調査対象外)。

小規模団体における公営企業会計適用の実例

項目	A村	B町	C町	D町
人口	8,395人	8,148人	8,437人	9,599人
会計適用事業	特定環境保全公共下水道	簡易水道	漁業集落排水 個別排水	農業集落排水
会計適用時期	H27年度	H24年度	H23年度	H27年度
会計適用区分	一部適用	一部適用	全部適用	全部適用
適用の契機	総務省通知の趣旨を踏まえて実施	国が簡易水道統合の方針を示したことを受けて実施	総務省通知の趣旨を踏まえて実施	上水・簡水統合に伴う資産評価に併せて実施
適用に要した期間	2年間	2年間	3年間	2年間
適用に要した体制	職員1名	職員2名	職員2名	職員1名
適用に要した経費	資産評価委託 : 13,670千円 システム整備委託 : 2,241千円	資産評価委託 : 43,239千円 システム整備委託 : 11,256千円	システム整備委託 : 6,221千円	資産評価委託 : 8,500千円 システム整備委託 : 1,680千円
主な課題	知見を備えた職員の不足	知見を備えた職員の不足	資産台帳の整備等の作業負担	資産台帳の整備等の作業負担
克服方策	事業者への委託	事業者への委託	法適済事業のノウハウ応用等	法適済事業を有する近隣市町への問合せ

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表（平成31年3月）。
- ⇒ 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。
- ⇒ 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を導入（H31年度～）。

3. 都道府県による市町村の支援

- 現在、各都道府県が市町村を対象として、公営企業会計の適用の推進のための研修等を実施。
- ⇒ 市町村の取組支援のため、都道府県と市町村が参加する体制を構築し、当該体制の下で、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。また、都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置（H31年度～）。

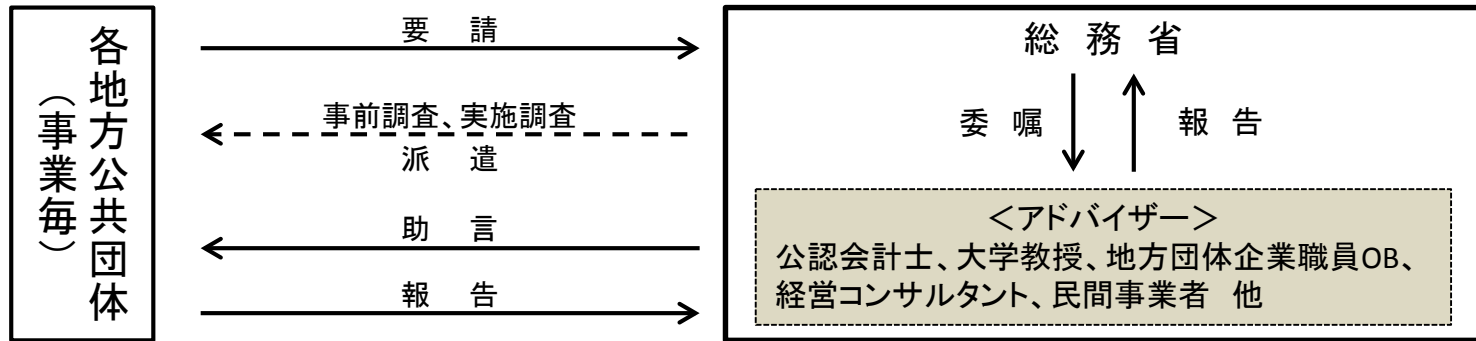
4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置。
- ⇒ 下水道事業及び簡易水道事業（重点事業）について、元利償還金に対する交付税措置を継続するとともに、重点事業以外の事業についても交付税措置（H31年度～）。

公営企業経営アドバイザー派遣事業について

- 公営企業の効率化・経営健全化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しいサービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、効率化・経営改善等に係る市町村の指導監督を支援している。
- 派遣対象は、公営企業を運営している市町村等と、第三セクターに対して25%以上の出資又は出資割合が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金及び損失補償等)を行っている市町村であり、原則として1泊2日×1回の派遣を実施。
- 平成31年度は、公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップを示したことを踏まえ、人口3万人の団体における公営企業会計適用のロールモデルとすることを目的とし、年間を通じた派遣(1泊2日×10回程度)を行うモデル事業を実施。

【スキーム】



(参考)平成30年度派遣実績 21事業(20団体)

事業名	団体名
水道事業 (2事業)	愛媛県砥部町
	熊本県錦町
簡易水道事業 (3事業)	岩手県岩泉町
	岩手県普代村
	岩手県野田村
下水道事業 (4事業)	岩手県普代村
	静岡県掛川市
	愛知県扶桑町
	兵庫県たつの市

事業名	団体名
病院事業 (4事業)	神奈川県茅ヶ崎市
	千葉県匝瑳市
	長崎県病院企業団
	和歌山県串本町
地域開発事業 (2事業)	北海道釧路市
	広島県呉市
第三セクター (6事業)	北海道真狩村
	北海道滝川市
	秋田県羽後町
	滋賀県甲賀市
	山口県下松市
	愛媛県西予市

平成31年度公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業について

- 趣旨** 人口3万人未満の団体の公営企業会計適用において、新たなロードマップを示したことから、当該団体を対象として年間を通した派遣を行い、会計適用のロールモデルとすること。
- 対象団体** 人口3万人未満で簡易水道事業または下水道事業の公営企業会計の適用に取り組む団体。
- 派遣団体の決定** 都道府県が各団体からの要請をとりまとめ、1団体（同時派遣が可能な場合は1グループ）を選定し、提出する。対象団体の人口、派遣対象事業、都道府県のサポート状況（※）、その他特殊状況等を総務省が総合的に判断し決定。
（※）都道府県には、派遣の随行、報告書の取りまとめ・作成、日程調整等をしていただくことを想定しています。
- 派遣アドバイザー** 公認会計士、経営コンサルタント及びその他の有識者。
- 想定日程** 1泊2日×5～10回程度
- 経費の負担** アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担。

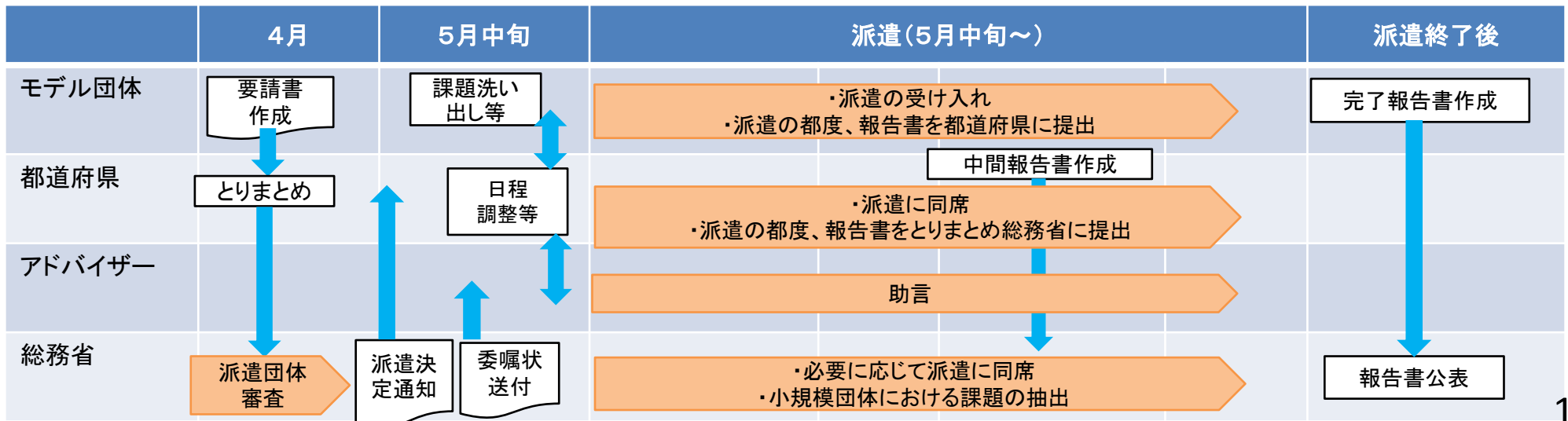
派遣終了時の目標（イメージ）

会計適用には準備段階から通常2年程度を要するが、平成31年度には以下の作業を行い、会計適用完了までの道筋をつけることを目標とする。

- ①会計適用の完了までの行程表の作成
- ②台帳整備に関する作業
 - ・必要な資料の整理
 - ・直近数年分の台帳情報の作成
 - ・それ以外の資産に係る作業に着手
- ③その他システム整備等の発注作業
- ④条例規則等の条文案の作成 等

※具体的な方針については各団体の状況に応じてアドバイザーと調整

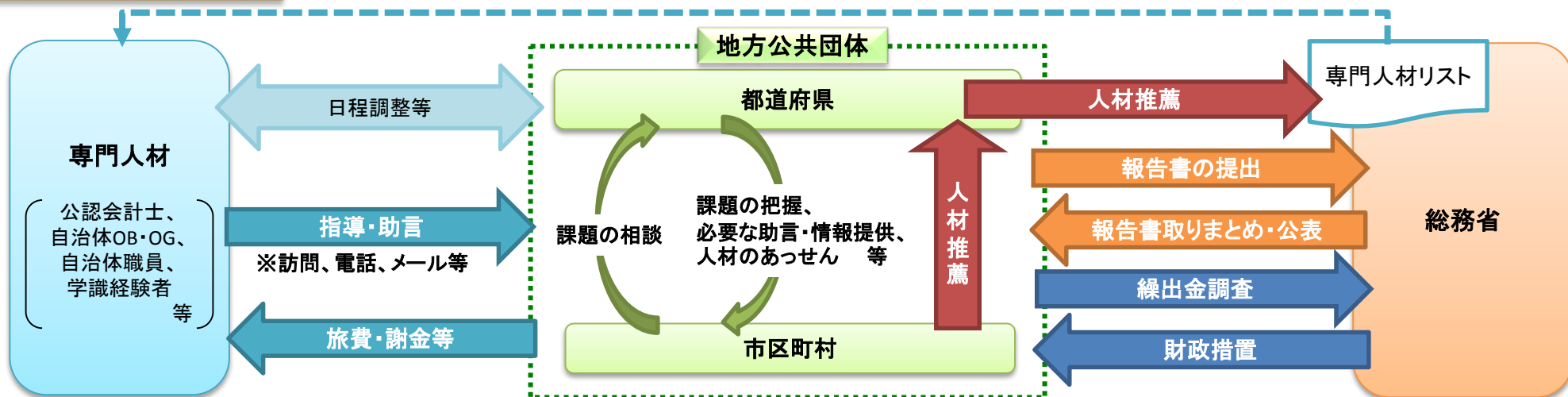
モデル事業スケジュール



公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の専門人材の招へいや経営状況の現状分析などに必要な経費について総務省が支援。

1. 活用スキーム



【活用できる事例】

- ・地方公営企業法の適用(一部適用又は一部適用から全部適用への移行を含む。)
- ・経営戦略の策定・改定
- ・事業廃止、民営化・民間譲渡
- ・水道事業の広域化・下水道事業の最適化等
- ・PPP/PFI、包括的民間委託、指定管理者制度
- ・施設の統合・廃止
- ・新公立病院改革プラン策定(特に再編・ネットワーク化や経営形態の見直しへの取組)
- ・その他、事業を進めるにあたり必要と考えられる事項

2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

(1) 対象経費

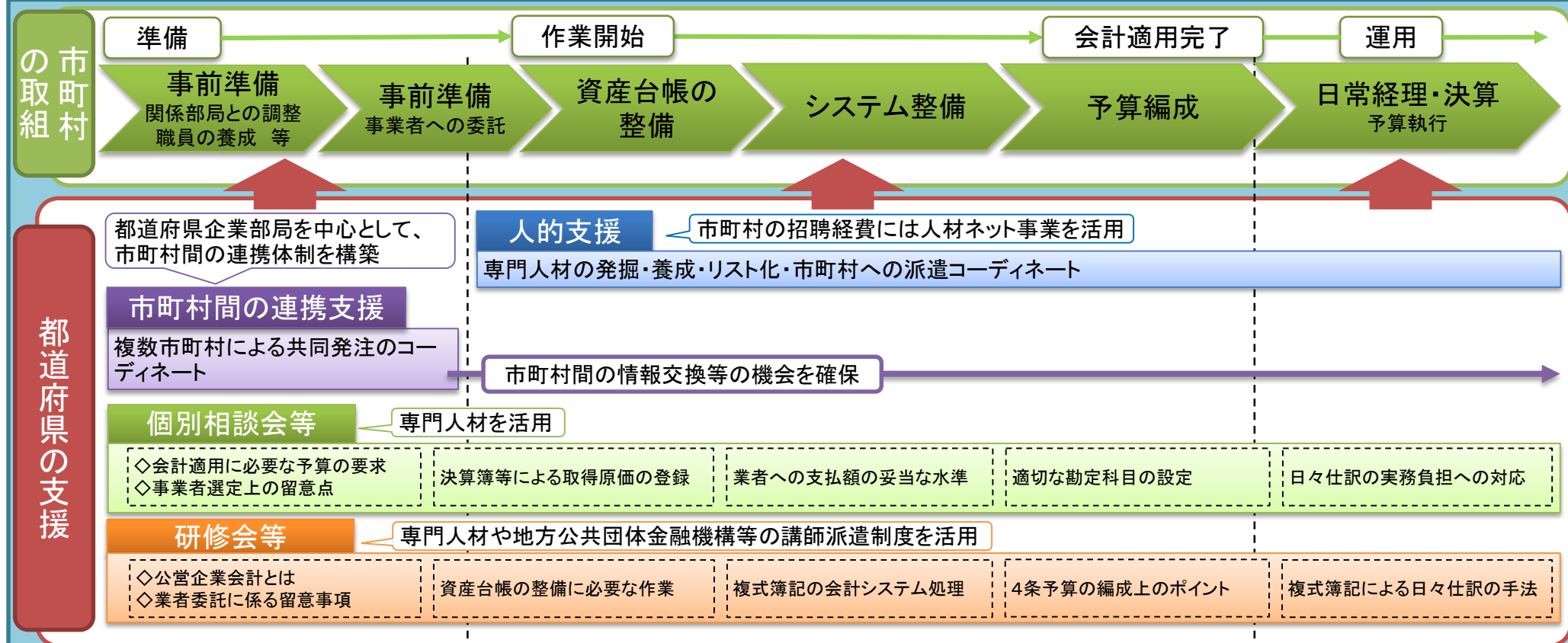
- ・専門人材の謝金、旅費
(例：経営戦略の改定に際し、専門人材からの助言を受けるために、定期的に講習会・勉強会を開催するための経費)
- ・経営状況の分析等に要する経費
(例：抜本的な改革の検討に当たり、中長期的な経営の見通しのために必要な調査や情報収集等のための経費)
- ・その他(会場借上費、印刷費等)
⇒ **対象経費の上限額200万円(年間合計額)**

(2) 地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から繰り出すこととする。
- ・一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税措置を講ずる。

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



プラットフォーム(都道府県－市町村連絡会議)の設置

都道府県
市町村財政担当部局

都道府県
公営企業部局

有識者・専門人材
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

事業者への一括委託・共同発注の例

1. 都道府県・市町村共同発注方式(秋田県及び県内3市町)

(1) 概要

- 秋田県下水道課の呼びかけにより、希望市町とともに移行事務(資産調査・評価)を共同委託(県流域下水道も委託対象)
 - 秋田県下水道課が市町、受託事業者とのワンストップ窓口となり、移行事務を総括。入札・契約事務等は県下水道課で実施
- (※本事例以外に類似事例は確認できていない)

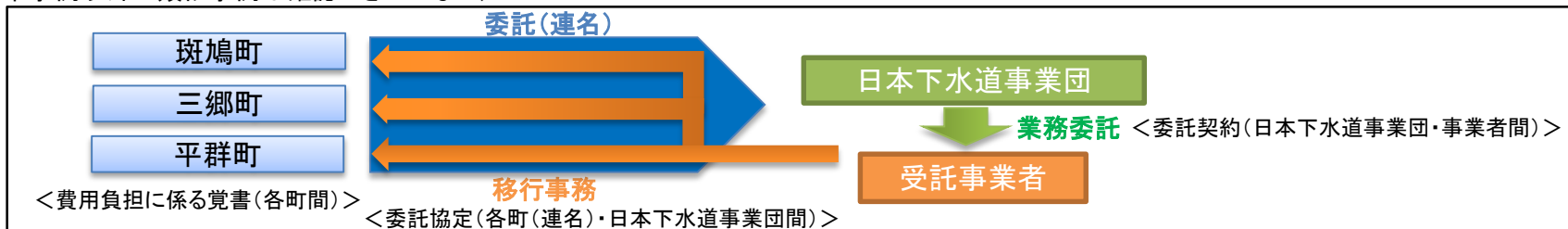


- (2) 移行期間:平成28年4月～平成31年3月(予定)(約3年間)
- (3) きっかけ:秋田県下水道課から県内市町村へ提案
- (4) 費用削減効果:費用総額について16.4%の減(単独実施の場合における見積りとの比較)
- (5) その他メリット:市町村職員の負担減(事業者の選定・調整、入札・契約事務等の共通化(県が一元的に対応))
- (6) 課題:共同発注に伴う事前調整の発生、移行期間の長期化

2. 市町村間水平連携方式(奈良県内3町)

(1) 概要

- 奈良県斑鳩町が幹事役を務め、近隣3町(生駒郡内)で共同して移行事務(資産調査・評価、移行事務一式)を委託
 - 日本下水道事業団が3町から移行支援業務を受託し、日本下水道事業団から事業者へ委託を行い、移行事務等を実施
- (※本事例以外に類似事例は確認できていない)



- (2) 移行期間:平成26年4月～平成30年3月(予定)(約4年間)
- (3) きっかけ:斑鳩町から近隣各町(生駒郡内)へ提案
- (4) 費用削減効果:間接費用(契約事務手続等)等の削減(注:見積り等による費用比較はなし)
- (5) その他メリット:構成団体の担当者間でノウハウ共有・相談等が可能、3町で同一の作業工程を組むことによる受託事業者における事務効率化
- (6) 課題:共同発注に伴う事前調整の発生、各団体の作業進捗に相違が生じた場合の再調整の必要等

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行う

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置【拡充】

- 概要: 法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)。
※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置:
 - － 簡易水道事業[継続] : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - － 下水道事業[継続] : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業[新規]: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間: 平成31～平成35年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置【新規】

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 措置期間: 平成31～平成35年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置【新規】

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 平成35年度までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

公営企業の経営改革推進に向けたマニュアルの改訂等について

- 人口減少等により公営企業を取り巻く経営環境が一層厳しさを増す中、経営戦略の策定・改定や公営企業会計の適用、水道事業における広域化等の更なる経営改革を進めることが必要。
- 各取組の推進のため、総務省としてマニュアル・ガイドライン等の改訂を行い、各公営企業における円滑な取組の実行を支援。

経営戦略の策定・改定

- 公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。平成32年度までに策定率100%を目指す。

公営企業会計の適用

- 「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」を公表
- 人口3万人未満の団体においても、下水道事業・簡易水道事業を中心として会計適用を進めるよう要請

水道事業の広域化

- 都道府県を中心として、市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化を推進
- 「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定するよう要請

主な施策

経営戦略策定・改定ガイドライン、マニュアル(平成31年3月公表)

- 経営戦略に係る従来の通知や既存のガイドライン等の内容に加え、改定に向けた留意事項等を追加し、「経営戦略策定・改定ガイドライン」として公表。
- 未策定事業に対しては策定推進を、策定済み事業に対しては質を高めるための改定を要請。
- 各事業における経営戦略の策定・改定実務の手引書となる「経営戦略ひな形様式」とひな形様式への記載方法等をまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」を公表。

地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)

- 平成27年1月に公表したマニュアル、先行事例集、質疑応答集を統合し、1冊のマニュアルに改組
- マニュアルにおいて、公営企業会計の適用に当たって必要となる事務を時系列順に明確化することで、十分な知見を有していない団体に配慮
- 先行事例集や質疑応答集の拡充により、自団体と類似した団体における課題や会計適用に係る作業の着手後における疑問点等を事前に把握しやすくし、団体における検討の円滑な開始に資する

水道広域化推進プラン策定マニュアル(平成31年3月公表)

- 水道広域化推進プランの策定に向けた取組を支援するため、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示したマニュアルを作成
- 「現状と将来見通し」、「広域化のシミュレーションと効果」及び「今後の広域化に係る推進方針等」の3つの要素ごとに記載事項について解説

マニュアル・ガイドラインの概要